

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成十六年総務省告示第八百五十九号)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改正案

現行

別表第二十三号 無線設備の規格コード

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項 目	コード
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F C
(略)	(略)
設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R
(略)	(略)
設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
(略)	(略)

項 目	コード
<u>設備規則第49条の6の3第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備</u>	<u>C D 1 F C</u>
<u>設備規則第49条の6の3第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備</u>	<u>C D 1 F B</u>
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F C
(略)	(略)
設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R
<u>設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備</u>	<u>T D M A</u>
<u>設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備</u>	<u>C D M A 1</u>
(略)	(略)
設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
<u>設備規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備</u>	<u>B W A 3</u>
(略)	(略)